慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フランク社会における国家化と封建化の競合
Sub Title	Die Kompetenz der Verstaaterung und der Feudalisierung im Frankenreich
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1960
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.53, No.10/11 (1960. 11) ,p.825(13)- 839(27)
JaLC DOI	10.14991/001.19601101-0013
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19601101-0013

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

るに至るであろう。

短期の需要変動が避けられない以上、モジリアニ的企業者集団では限界企業の交替がさかんに行なわれる可能性があり、投機型企業者が参加阻止価格の近辺に多数存在するとともに、最適規模またはそれに近い大企業が市場産出量の大部分を支配しているような産業形態が予想される。

(一) Kaldor.
(二) Hahn.
(三) Modigliani.

五

過剰能力説をめぐって提出された企業者行動に関するいくつかの仮説を展開してきたが、根本において静態的需要の下で、長期需要は短期需要より小、少なくとも大きくはなりえないことが仮定されている。このことは実際の動態的需要の下では経験的仮説としての妥当性にとぼしいかにみえるが、動態的需要の下でも自己の市場も他の企業者の市場も一様に拡張されるのであるから、ここに展開した仮説が全く無用になるわけではない。むしろ企業者の相互依存的行動のみをひき出すことによって、市場競争の様相を明らかにするに役立つものではないだろうか。もちろん動態的需要の下ではいろいろ別の条件が発生する。それらと市場競争の関係については、さらに別に検討したい。

フランク社会における国家化と封建化の競合

宇尾野久

一

ここでの問題点はいわゆる古典理論における古代社会経済構成の検討から出発し、それが具体的な形で如何にゲルマン社会で展開されてきたかを追究することにある。

ゲルマン上代社会の文書として知られているロルシュ文書の中で、古典理論はいわゆる世帯共同体の社会原理を見出だそうとしているのであるが、この問題は日本の郷戸制度及び村落制度の研究に関連して重要な意味があった。

しかし端的に言ってロルシュ文書やフルダ文書にあらわれる聖堂への寄進者や非自由民の中ではいわゆるツアドルガといったような世帯共同体の構成はみられず、また世帯関係を明示したサン・ジェルマン・デ・プレ聖堂の所領記録の中でもそのような事態をみいだし得ない。だが古典理論への批判はそれのみにとどまらず少なくともゲルマーネンの史的時代における社会構造的展開にまで遡及されねばならない。

そのような問題点についてアリストテレスは、「国家は家と土地と財産との集合であり幸福に生活し得るために自給自足するものである。」(Aristoteles, Oeconomica. I. 1.) と述べている。つまりここでアリストテレスは当時の史的段階から考察して οἶκος が国家の構成要素であり、また Hausherrschaft 並びに Oikenwirtschaft の原理がポリス共同体(市邦)の内部に存在していたことを指摘している。

このことはローマの十二表法の世界でもみられる原理であり、同法の第四表、第二条は「若し父が三度その息子を売却せば、その息子は父から自由たるべし。」„Si pater filium ter venum duit] filius a patre liber esto." (Fontes iuris romani anteiustiniani. 1. p. 35.) と述べている。このような家父長が息子に対して有する権利は、父がその息子を監禁し、または杖で打ち、鉄の鎖をつけて田園労働に従わせ、或いは之を売却もしくは殺す権利

を終身もち、たとえ息子が政府の高官であってもこの間の事態に変りがない程の強力なものであったとも言われている。

従ってここで家父長的な Hausherrschaft を史的頂点（ピーク）とする古典的世界（Polis, civitas）の展開が考察される。

そのような問題がローマ世界のペリフェリェンとしてのフランク社会から古典古代への遡及（リュックヴェンデ）のさいに考慮される。

しかしそのような社会、つまり部族的共同体社会（シュタム）の国家形成期には、Hausherrschaft から発する家父長的なパトローヌスとクリェンス又はワッスウスの関係の外に国家的な、つまり王又は国家と natio の関係が別に構成されねばならない。Ludwig Schmidt によれば フランク部族ではクローヴィスの外にすでに十人程の Gaukönig が存在していた事からフランク族が独立の小部族の（連合にしろ征服にしろ）統合の上で国家を形成した事が推定される。

この時代の国家の性格が軍事によって強く影響されていたことは Th. Mayer の Heerkönigtum の表現によっても知られ得るし（Th. Mayer, Königtum und Gemeinfreiheit im frühen Mittelalter. D. A. 1943. S. 350.）またカール大王が述べるように一人の貴族も居らなかった（M. G. Capit. 1. 145.）フランク族と異なり、生得貴族と並んで Dienstadel の存在したヴァンダーレンでもこの Dienstadel に強く影響したのはヴァンダール王国の軍事的な性格であった。尤も殆んどカースト的に閉鎖された貴族連合の存在したザクセンでは Heerkönigtum は存在しなかった。（Theodor Mayer, ebenda, SS. 351-352.）

このような Volkskönigtum から Heerkönigtum への転化の過程で Volksversammlung（国民集会）の権力の王権への移行の結果個々の家父長の Hausherrschaft の公的生活での意義が著しく低下した。（Ludwig Schmidt, Geschichte der Wandalen. S. 155.）

Karl Bücher の Geschlossene Hauswirtschaft の理念の基盤となった古代社会の Hausherrschaft はその国家化の進展と共にその史的な重要性を次第に失って行った。（Alfons Dopsch, Naturalwirtschaft und Geldwirtschaft in der Weltgeschichte. S. 2.）従って古代人の考え方をそのまま史的概念構成の原理とすることは再考を要する。つまり古代人の観念内容（当面 Hausherrschaft の理念）がどれだけ正確に史的実体を反映し、またそれがどの程度の重要性をもっていたかが実証されねばならない。

このような事態が実証されれば、旧共同体理論と全く対照的な新たな歴史像が浮き彫りにされよう。そしてそのような社会経済史学のレアリズムの立場からすれば十九世紀に想定された高度に有機的で、自由で平等なロマンチックな社会を古代社会に設定する必要性はなくなる。

然し新たなドイツ国制史研究の成果をまつまでもなく、日本におけるそのような家父長制（Hausherrschaft→Hofherrschaft）の研究は大化新政を中心としての国制並びに社会経済的変革の過程を究明する幾多の労作を生み出している。

たとえば Theodor Mayer, Königtum und Gemeinfreiheit im frühen Mittelalter. Deutsches Archiv, 1943. や Heinrich Dannenbauer, Hundertschaft, Centena und huntari. Historisches Jahrbuch. 1949. とほぼ同じ時期に故清水三男氏はすでに、たとえそれが明確に意識されておらなくとも、古典理論の批判を通じて同氏のいわゆる上代（古代社会から中世への過渡期）における国家化と封建化の競合についてのすぐれた見解を発表している。

清水氏の見解によれば、国史研究において「自己の足許をみることが、同時に世界を見ることにもなる。奈良時代の土地関係を何等かの成心に煩わされることなく、奈良時代のままにみることが、又その事によって世界史的な大きい歴史を完成する道でもある。奈良時代の土地関係について公正な意見を立てることが正しい国史の知識を知る第一歩であり、新しい世界史の編纂への一道程である。」（上代の土地関係、一四頁。）

処で奈良時代土地関係の研究と云った清水氏がいわゆる上代史研究の拠点として選ばれた問題点の中核をなす大化改新による班田収授の法は「決して個人単位に行なわれたものでなく、郷戸単位に行なわれたことが明らかになった。而してこの郷戸とは律令制の五十戸一里の構成要素となった一戸を指すもので、それは二―三等親までを含む家族形態であり、郷戸を構成する人員は戸主によって統御を受け郷戸内には同一血族に必ずしも属しない同党及び寄口並びに、家人奴婢をも含むことのあることが明らかにされた。」（同書一八頁。）しかし「大化前後の時代に郷里制による法定の農村の他に、明らかに村と称するものがあったのであるから、班田収授の法の如きも村内部のこととして行なわれ、村と云う結合と無関係に考えることはできない。郷戸が房戸（単一家族）に崩壊した後、単一家族を基本構成員とする村落共同体が生じるに及んで、村なる結合は始めて地縁団体になるといった説もあるが、親族共同体の生まれた時に既に村は単に血縁的でなく、地縁的要素を含んで存していることさえ考えねばならない。少なくとも郷戸の構成せる村落は明らかに血縁団体でなく地縁団体である。ただ後代の村の如く純粋に地縁団体でなく、血縁的要素を多分に残していた。そして五保といった隣保班や三等親にそのような自然的結合体を想定させられる。」（同書二〇頁。尚村山光一「郷里制について」史学第二十六巻第一・二号参照。若しそうだとすれば Nachbarschaft としての徳川時代の五人組と五戸を以て一保をなしているこの隣保班とはその性格を異にする。ヨーロッパ史でのこの相違は重要な点である。）

このような事態のもとで「律令制の郷里の前後の時代に「村」なる村落名が多く見出だされる事実は、大化以前にあった村落の継続力を考えさせるが、同時に新政の制がその当時の村落制を行政単位に取上げず、之をたち切った所に大化以前の村落結合の弱さを物語

る。しかし同じく郷戸と云っても京内の戸と、地方の戸では著しい相違があったと思われる。」（同書二一―二二頁。）

右の如く「班田収授の法が郷戸を単位にして行なわれたことは明らかになった。次に大化以前の村の古習であった班田制を、何故村の手から離して、国家の制度としたかが考えられねばならない。国家の制度としての班田制のもつ意味も中央人士と地方有力者たる郷戸主の間には自ら相違するものがあったと考えられる。この事は御子代・御名代の民の解放、屯倉・部曲の民の廃止という大化新政の中心政策との関連比較を考えることによっても明らかで郷戸主にとっては屯倉・部曲の民の廃止如何は大した問題でなく、之に対し親族共同体の関係する村の、新しい国家制度としての郷里制による改組こそ甚大な関心をひき起したろう。」（同書二三―二四頁。）

従ってこのような国家による自由の創造と社会経済構成の編成替えの基礎となった公民や公地の究明が必要である。

ここで清水氏は、いわゆる Stände（等族）の問題に入る訳であるが、賤民（非自由民）→仕人（ミニステリアル）→公民（自由民）の転換について夫々の範疇とその移行関係を必ずしも明確に整理しておられなかった。

勿論ここでかつて古典派の人々が提唱した古典理論に基づくコローヌス→農奴→隷農のコースが考えられなくはない。然しこの社会経済的階級の進展コースには正に清水氏が提唱し、古典理論の批判者が同時に提起している王権又は国家を媒介としての自由の創出や国制史上の国家化や封建化（Herrschaft, Gefolgschaft, Benefizium, （honores を含む）Lehen）の問題の与件が捨象されている。

「故に班田収授法の郷戸単位の施行の基礎は、大体郷戸主の家父長権の成立・独立化にあるが、班田収授を村々に委さず国家的規模において行なった原因は単に郷戸主の側からのみ考えるべきではなく、もっと広い国家的必要から考えるべきであって、その高き国家的要望とは、広汎にして強固な国家組織の完成、国防、文化の強化等であった。」（同書三〇頁。）

「以上荒削にすぎた所を修正し乍ら、重要な結論をまとめてみよう。

1　班田収授の法は氏族的結合が弛んで、二、三世帯を含む大家族である郷戸が、その財産をもち、独立の農業を行ない得る事態を生じた頃、その郷戸の居住する村落の内部で行なわれた耕地配分の慣習に基づいて施行されるに至った国家の制度である。

2　だから班田収授の法は土地共有の制ではなく、各郷戸の口分田占有を認め、やがて郷戸の土地私有を促すべき勢の上に立っていた。郷戸の共同性も従って氏族制の如き強い結合ではなく、やがて郷戸の富の増大はより小さい家族である房戸を、その中に分立させ、郷戸の結合を弛める性質を含んでいた。

3　班田収授の法は耕地配分の法であると共に、国民を直接に国家生活に結びつけ、国家の成員とし、之に国務の一端をそれぞれ分担させる役目を果した。兵士として、相撲人として中央に田舎人が出るのも、口分田を各人に給せられた事に対する反対給付とも云うべき勤めであった。租庸調によって、すべての国民が（奴隷は別であるが）均しく国家の経済的基礎を支えたのである。写経師や僧侶として郷戸内の戸口が奈良の都に貢進されたことを思えば、奈良文化も亦当時の国民全体が作り上げた文化であって、都人のみの文化ではなかった。

4　班田収授は各郷戸単位に行なわれたが、必ずしも郷戸が当時の農業経営の基本単位であったわけではない。各郷戸に配分された耕地は平安時代荘園（明らかに之は庄（ヅクラ）の誤り―筆者）の耕地の錯圃性より推定して、また天平神護頃東大寺領越前国庄々の坪付よりして、一筆にまとまった地積でなく散在していると思われる点より、郷戸より小さい単位、房戸の如きによって営まれ、郷戸は、その集合体であった場合が多いのではないかと思う。少なくとも郷戸主が家父長権をふるい、戸内の全員を指揮して、大規模の農場を経営するが如きことは考えられず、たとえ一つの郷戸が何十町と云う農地を経営しても、その広大な地積は戸内の各家族員に適宜分配して、小家族の経営別に耕されたと思う。家人奴婢の農業に携わる者が次第に家族を持ち、家人の如きは戸主と独立の業を持ったと云うことは、農地の経営が大農的でなく、単一家族の小経営によったことを想像させる。奴婢の場合のみは多数を同時にやや広い耕地に働かせたことが考え得るが、多数の奴婢を持ったような豪族は村落内に於ては甚だ少数であった。だから奈良時代の農業経営の基本単位は郷戸ではなく、より小さい家族共同体であったろう。少なくとも房戸の分立、単一家族へと時代は動いて行き、奴婢による豪富の家の大経営よりも、単一家族の家族労働の形こそ、当時の基本形態であった。奴婢を持ち、浪人をかかえうる郷戸主のみが、国家の経済を支えたのではなく、奴婢を持ち得ず、家族員一同が刻苦精励した如き郷戸・房戸こそ、国家経済を支える中心であった。だから奈良時代の社会には古代的奴隷とは別の、新しい形の、即ち家と家族を持ち、土地に結びついた奴隷を生み、そうした奴婢労働を最下底に持つ社会ではあったが、決して奴隷制の社会ではなかった。それは家族全員農民として、国家の租庸調を貢納する自由民を基本とする、我国独特の形の機構であった。氏族制が崩壊して、封建制機構の確立し切らない、過渡期の状態が奈良時代であった。勿論凡ゆる部面に徭役労働が顕著に認められるが、それは既に古代奴隷制と同一視することができず、封建制に於ける徭役労働に近接し、中にはその初期を示すものを含むものであった。其中には色々の段階が混在していて、之を一様に規定することは出来ないが、封建制への傾向性を見逃すことは出来まいと思う。」（同書五七―六〇頁。）

以上の班田収授法の基底についての論稿の外に尚清水氏は国衙領と武士の項で国家の土台骨として強固に地方生活の規制となった国郡郷の制、またこれを不動のものとして維持した中心勢力としての

武士の意義を強調していられる。

このような国衙領が鎌倉期に荘領に比して其の面積において遙かに優っている例をあげて国制史上の国領の意義の著大な面をとりあげていられるが中世社会研究が荘園史研究におきかえられた時代の労作だけにその前年（昭和十七年）に発表された「日本中世の村落」と共にその功績は幾多の批判にもかかわらず現在尚偉大な光彩を放っている。同氏が日本中世史学を西洋史学から解き放そうとした努力こそまさに古典的見解への批判によって新しい道を切りひらいたドイツ中世史家達の史学の大道に通じていた訳である。

三浦、西田、中村、牧教授に導かれ乍ら、渡部、北山、石母田、藤間、松本の諸氏の堅塁に単身よじ登った清水氏の偉業こそ今や日本史学の一水準として再評価されるべき時期と考える。

ただここで断っておき度いことは西洋中世史の知識が背後にあって具体的に我国の中世を研究する前に既成の西洋中世社会像を過重に評価し、之を西洋中世史の知識に適合させることを清水氏ははっきり否定している点（上代の土地関係、一三三頁°）である。

従ってこの論稿では表題のテーマのもとでまたその共通の範囲内において何れにもとらわれることなく両者の比較を試みた。然し共通の問題意識をもつと云うことは同時に両者の史的条件の著しい相違を捨象することではなく、むしろその差異の明確な認識の上に立って作業することである。

二

古代から中世への過渡期とみられるフランク社会における国家化と封建化の競合の過程で Hausherrschaft 又は Hofherrschaft から展開してくる封建的諸関係と新しい国家権力を中核として展開する国家的諸関係がどのような相互運動をなすかが問題となる。

然し乍ら当面両社会経済的諸関係のすべてについてこの小論で取りあげることは不可能なので フランク社会の 国家化の 中核となる王権若しくは帝権とその封建化の基盤としての Zinslehen 又は Bauernlehen についての若干の問題に限定する。

ヨーロッパ世界成立の三つの柱としてのいわゆる古典古代、ゲルマーネントゥム、クリスト教があげられているが、当面ここで問題とするローマ帝国のペリフェリエンとして発展し、クリスト教によって神聖化されたゲルマンの王権（又は帝権）についても亦之等の諸関係から検討することが要請される。

然し乍ら哲学的又は社会学的観点からでなく史的展開の相互関連からするとき古典古代の文化とクリスト教を古代から中世へ伝達するための媒介者が必要であり、そこにゲルマーネントゥムの史的な地位と役割が存在した。つまり之等三者の関係は史的な相互移行の関係に立つのであるが、その運動はフランク社会の王権の分析についても亦重要な意味をもつ。

真にローマ世界のペリフェリエンとしてその部族的生命を伸張したフランク人が、国家を形成するに当って、ゲルマーネンのかつて知らなかった公的諸関係、つまり国家関係がここに新たなモメントとして現われてくる。

Walter Schlesinger はその Herrschaft und Gefolgschaft in der germanisch-deutschen Verfassungsgeschichte. (Historische Zeitschrift. 1958.) の中で、Hausherrschaft, Gefolgsherrschaft, Grundherrschaft, Landesherrschaft 等々のいわゆる Herrschaft はすべてその支配内容としてのゲノッセンシャフト的な要素を所有し、また之らのゲノッセンシャフトはすべて Kultgemeinschaft から成長しているとのべている。

そのような Herrschaft の中心概念となる Herr に対して最古の古高地ドイツ語は frô, truhtîn, hêrro の三つの言葉を知っている。最初のこの frô と云う言葉はもともと Hausherrn を指示しており、ゴート語の複合語 heiwa-frauja は Hausherr を意味した。(Ibid., S. 227.) なおすべてこれらの言葉はこのんで王をあらわすのに用いられ、天の王、つまり神やクリストにあてられた。

次の truhtîn は Gefolgsherr であり、この言葉はこの意味でゴートにもすでに知られていた。しかし最後の hêrro は早くに同じ意味でヒルデブランドリードやヘリアンドにあらわれるが、言語の構成上 „grau, alt“ という意味の古高地ドイツ語の hêr に対する比較級であるこの hêrro という言葉はゴート語で屢々 frauja として表明されている frô や truhtîn とくらべるとずっと若い（新しい後代の）言葉である。(Ibid., S. 227.)

つまり Herr の語原から

König; himmlischer König=Gott, Christus.
frô=Hausherr, truhtîn=Gefolgsherr→hêrro=Gefolgsherr.

の形で、Hausherrschaft から展開する史的転換の過程が理解される。

Hausherrschaft は軍事に媒介されて公的関係と私的関係 (Tacitus, Germ. 13.) に区別され、王権がついに Hausherrschaft を国家の背後におしやったのち公的な権力は王権に移行する。

しかしこのような Volkskönigtum から Heerkönigtum への移行としてあらわれる Königtum は軍事的指揮にもとづき、また期限づきの職権や最初はただ人格的に領土の占領をねらう軍事計画の参加者に及ぶだけであるが、軍事的勝利の後は、超人格的な性格をおびる Herrschaft にもとづき、持続的な王権の達成をねらう、それ故この Herrschaft は被征服領域にわたり、占領後は再び消滅することなく屢々軍人王 (Heerkönig) の血族にうけつがれる。(Walter Schlesinger, Über germanisches Heerkönigtum. SS. 105-106.)

このような国家化の傾向は、ministerium (Amt) としてのローマの国家権力又は国家機能がローマ世界からうけつがれる基礎を

形成する。しかしそのような Heerkönigtum は国家化の関係と同時に前述の truhtîn=Gefolgsherr にみられるように Gefolgschaft (clientela—W. Schlesinger, ibid., S. 118.) と Lehen (軍備のための知行のみではなく統治上の官職知行 (honor)) を生み出し、この封建化の傾向はローマ＝ビザンツ世界と異なり、国家化の傾向と適合するが必ずしも対立しない。(Lehensstaat.)

然しその国家化の進展にもかかわらずいわゆる ligeitas の性格が弱く封建化の性格がつよまってゆくフランク＝西ローマ世界では、その性格上東ローマのように Caesaropapismus (皇帝教皇主義 Joseph Vogt, Constantin der Grosse. SS. 182, 268.) と呼ばれる国家教会主義 (religiös-politischer Totalitarismus—Günther Stökl) をとらず Universalismus にもとづく教会国家主義の理想をかかげた。(半田元夫「キリスト教史」)。

ビザンツでは Caesaropapismus が封建勢力をおさえる方向をたどらねばならなかったことはその国制の性格上当然であり (Georg Ostrogorsky, Geschichte des byzantinischen Staates.—Der Kampf der Zentralgewalt gegen die Feudalmächte. SS. 217-228.)、国家化の進展と共に封建化の性格を深めてゆくフランク社会と全く対照的である。たとえばメロヴィング時代の leudes の自由は明らかに広義の封建的ゲフォルグシャフトつまり Staatsuntertänigkeit にもとづきささげられたものであるが、これらの自由人の層はクリスト教的帝国理念の遂行への協同作業のために保持された。(Eugen Ewig, Zum christlichen Königsgedanken im Frühmittelalter.—Das Königtum, S. 67. Th. Mayer, Staatsauffassung. a. a. O., S. 179.)

従ってビザンツの皇帝の恣意的な教会支配 (Ostrogorsky, ibid., S. 219.) と異なり、フランクの帝王はその司教や王の巡察使や伯等の王くの誠実誓約者達に最高の国家機関の官職の誓約 (Amtseid) を誓わねばならなかった。(Th. Mayer, ibid., S. 180.)

反対に司教は官職に関してのみ王に誓約しその人格に関して王に誓約することはさけられた。然し一般の俗人は一般の誠実誓約をなしたが官職についても人格に関しても誓約の要はなかった。このようにして司教 Hincmar von Laon は「その従者が主人にまた司教が……その王になさねばならぬ様に、私の官職に従って」„secundum ministerium meum, sicut homo suo seniori et episcopus……suo regi fieri debet" 誠実誓約を誓った。(Th. Mayer, a. a. O.)

このように西ローマではフランクの帝王に教会の defensor としての機能が要求されたが、しかし王は rector Ecclesiae ではなかった。(Eugen Ewig, ibid., S. 65.)

従ってオリエント又は東方ビザンツ世界と異なり地上の帝王が天上の神の国を支配せず又たとえばゲルマンの王が Sakralcharakter をもっていた (Otto Höfler, Der Sakralcharakter des germanischen Königtums.) としてもそれはゲルマンの国家形成の受容的な基礎であるにとどまり、帝王自身が神たることを宣し得ぬフランク社会には真に専制支配の Caesaropapismus は成立しなかった。

之はまたアウグスティヌス以来のローマ教会がローマを含む西方民族の国家に対する一貫した史的な態度でもある。(松村克己、アウグスティヌス『神の国』の歴史観、哲学研究、第二十二巻第九冊—京都哲学会。)

カール大帝の戴冠を頂点とした教皇の対国家政策以来 Eigenkirche や聖職叙任権争、クリュニーの改革運動の一綱領をなした神の平和に至るまで複雑な条件を含むが教会と国家の基本関係はそこなわれていない。

教会と帝王の関係において帝王は教会の防衛者 (defensor) としてあらわれ、クリスト教的な国家理念によれば国家は神の裁可を経てその存在理由を与えられる。フランク王国はそのような神の国の働く地盤としてあらわれる。

従ってゲルマンの王達は皇帝の官職と云った地上的な官職を決して自分で要求することはできなかった。(Eugen Ewig, a. a. O., S. 19.)

しかし王の任務は地上の生活の平和を確保することにあり、ここから教会の平和は異教徒に対するクリスト教的王の勝利にかかっているといった考え方がうまれてくる。

教会の家父長的な見地から神の下僕 (minister Dei) としてあらわれる王は今や異教徒に対する勝利者として教会に対して緊密な関係に入る。

フランクの王理念のクリスト教化はしかし七世紀の半ばに停滞しはじめたが之は王室の頽廃のためでもあった。

だが支配者のその権力の新たな政治的及び精神的基礎づけへの努力は、教会の支持を見出し、ビザンツの帝制を模範として宮廷の制度を組織しようとした。(Eugen Ewig, ebenda, SS. 23-25.)

選挙権 (Das Wahlrecht) の原理の貫徹にもかかわらず息子を、帝権 (Kaiserrecht) から借用した共同統治者 (Mitregent) とし、事実上ビザンツの手本にならった王位相続 (Thronerben) が行なわれた。(Ebenda, SS. 24-25.)

この間の事情についてコンスタンチノープルの Officium Palatinum の記事は多くの示唆を与える。

「君主 (Despota, δεσπότης.)。これに注意すべし、皇帝の息子たちは、その者たちが君主たる以上、皇帝の兄弟や婿者に優先し、自らもまた君主たるを得べし。" Nomina officialium palatii Constantinopolitani. Despota. Observa hic filios imperatoris, si sint despotae, praecedere fratres et generos imperatoris, licet ipsi quoque sint despotae." (J.—P. Migne, Patrologiae graecae, tomus CLVII. p. 30.)

しかしフランクの王はたとえ宮廷の儀式や衣裳をビザンツに模倣し、ビザンツの Kaisertum が手本として重要な役割を演じたとし

Pentapolim et omni Exarcatu conquisivit et sancto Petro tradidit." (Ebenda, anno 756.) (Patrimonium Petri.) さらにまたフランクの Königsamt が教会の活動領域内にとり入れられ、Ecclesia は教会と国家の領域にわたる広範な概念を得た。だが王権はそのために教会への権力 (Gewalt) を取得しなかった、それはすでに Ecclesia が Regnum や Landeskirche を越えて行ったからである。しかし王国の領域内で神に委ねられ、国民を通して神によって建てられた権力 (Gewalt) が教会内に形成された。その見解はすでに司教の官職に似せて王の官職 (Königsamt) を ministerium とみなそうとする可能性を生んだ。

宗教会議は王の選挙権を聖俗貴族の会議の自治体 (Commune consilium) に基づかせ、反乱による王位への上昇を僭王の王位僭望 (praesumptio tyrannica) として否認し、誠実の誓を神の名において誓われた国民と王の間の契約 (pactum) と記した。宗教会議はかくて史上はじめて、しかしなお個別的にではあるが、王を神の下部 (minister Dei) と記し、また正義と敬虔 (Iustitia et Pietas) を本来的な王の徳性として示した。(Eugen ewig, ebenda, SS. 33-34.)

従ってカロリング家による王位の継受は深い精神的な基礎づけを必要とした。加えるに帝権や王権は後期古代以来権力 (Potestas) と規定され、権力なき王 (Rex sine potestate) は奇怪なもの又は神の世界秩序からの逸脱とみなされねばならなかった。(Ebenda, S. 45.)

以上の過程からフランクの新しい Kaisertum はローマ的というよりクリスト教的となった。(Ebenda, S. 73.) カロリング家の教皇への救助活動は Defensio と記され、このような教会の防衛によりフランク人はローマ人と対等の資格を与えられ、以後蛮人 (Barbaren) ではなくなった。(Ebenda, S. 47.)

かくてゲルマンに知られなかったローマの ministerium としての Königtum 及び Kaisertum がクリスト教を媒介としてフランクに継受され、フランクの国家化の推進力になるのであるが、ビザンツの皇帝が教会の支配者 (Rector Ecclesiae) の地位をほしいままにしたのに対してフランクの皇帝が教会の防衛者 (Defensor Ecclesiae) にとどまったことは、両者の国制史の上に著しい距離を生ぜしめた。

このようなクリスト教的 Königtum, Kaisertum をうけ入れるゲルマンの Königtum の神聖な性格 (Sakralcharakter) について、多くの古ゲルマンの王家はその起原を神的な勢力 (göttliche Mächte) にさかのぼると云われている。国民の中に代々うけつがれてきた個々の王あるいは王権の伝統にはきわめて厚い神的な (numinose) 性格の裏づけがみられる。(Otto Höfler, Der Sakralcharakter des germanischen Königtums. S. 76.)

このような王が按手によって病気をなおす „ heilende Hände "

(Edda) として、また凶作や悪天候の救済者としてあらわれる。

スウェーデンでは三回の凶作の後に犠牲として殺された Domaldi 王の伝説がある。(Ebenda, S. 88.) Heinrich Büttner も亦ゲルマンの Königtum が大部分その王権のにない手又は王家の Charisma や „ Heil " にもとづいていたとのべている。(Heinrich Büttner, Aus den Anfängen des abendländischen Staatsgedankens. S. 163.)

なお Walter Schlesinger はその他のゲルマンの王権の成立理由について der siegreiche Heerführer のみが実際の王位にのぼることができたとのべている。(Walter Schlesinger, Über germanisches Königtum. S. 138.) しかしその場合にも単なる勝利が王位を齎らすのではなくその勝利が王の Heil の思想につながってゆくからである。(Ebenda.)

III

フランク社会の封建化についてはゲフォルグシャフト (Königsuntertänigkeit und Herrenvasallität) と官職 (ministerium et honor, ambaht) を含む知行制度が古典理論の中心問題として論ぜられ、また社会経済史学の側からはグルントヘルシャフトやグルントヴィルトシャフトがその封建的諸関係の内容 (例えば領主権一開墾による又は軍事政治的支配一や封建的諸特権、裁判権、農奴制、隷農制等々) の総合的な表現の場として理解されてきた。(上

原専禄教授、「封建制度研究に於ける一傾向」参照。）

しかしここではフランク時代を中心とした国家化と並んでの封建化の発動期にある後代のいわば Bauernlehen や Zinslehen とも言うべきものについて考察する。(Ernst Klebel, Territorialstaat und Lehen. SS. 215—216.)

〔さてここで前掲清水三男氏の名田や名主についての業績について今一度ふりかえってみよう。「鎌倉以後の大抵の荘園は名田の上に成立して居り、鎌倉以後の社会経済史上の中心問題は荘園よりも名田だと言ってもいい。武士の封建制度は荘園の上に成立すると云うより、名田の上に築かれるので、荘園的関係は貴族的領有関係として村落生活の外部にあり、武士的領有制は荘園公領を問わず、その下にある名田を基礎にして成立したのである。」〔「日本中世の村落」一八—一九頁。〕

「名は荘園と共に古いが、名主権として公認され確立したのは平安末であった。この時荘園制は名主を育て上げるとともに、日本経済の中心から退いて、名にその地位を譲る。

而して名主を基礎に武士の封建所領が成育し始める。たしかに武士は貴族の荘園の一部を奪い、又継承するが、その封建制は貴族の土地に対する封建的関係とは異なり、名主的地主経済の中に根抵を有する、より強固な支配関係であった。そのような意味で私は名主と規定し、その代表的勢力を武士と考えたのである。之に対し、当時自作農は名主を代表させるべき強力な地位勢力を未だ有しなかったと思う。……とにかく名主を自作農と考えなくとも、その外に自作農は存在し、鎌倉時代の農村は名主を中心にして構成されるとみて、充分自然に理解し得られるのみならず、かえって当時の史料に従って名主を地主と考える方が穏当である。」（同書、二八—二九頁。）

なお「名田は外形上初めから土地私有としては現われず、名田の所有者たる事を示す名主なる名称の発生前に、田堵や寄人が名の権利者として出現し、「田作負名」の如き、国衙には一般公民と同じく所当官物を納め、荘園領主には課役を奉仕する形態が見られたのである。つまり国衙に雑役即ち力役を奉仕する事を免除される権利に関して名が成立した。」（同書二〇頁）と云う点は今井林太郎氏からの引用であるにしても重要な点である。

然し「名主とは要するに庄園体制の完成した後に於ける庄園領主支配下の地主であり、その階層としては大地主、中地主、小地主があり、そのうちの大地主が武士化して農村兵士の頭となり、鎌倉時代になれば幕府に忠誠を誓い御家人の列に入って農村の固めをなし、それ以下の中小地主はその所持する土地を自作していた。……然し留意せねばならぬことは時として名主を百姓と呼ぶ例のあったことである。」（小野武夫、「日本庄園制史論」二八〇—二八一頁。）若しそうだとすれば名田を荘園領主の農民的知行地又は賃子知行地と呼んでも不当ではあるまい。この点につき今少し清水氏の見解を引証する。「初期の名主が松本（新八郎）氏の言う如き、家父長的

郷戸主に始まったことは事実であるが、同時にその外に浪人で田堵になったもの、郷戸主で名主であり、また有力者の場合でも、荘園領主に隷従したことを忘れてはならない。名主の起りをこうした二面性を備えたものに求めることを正しいと信ずる。而して保阪文書における山村氏の所管内に地主太郎入道、片岡女房などとあるのは明らかに小作制の存在を示すもので、たとえ太郎入道（地主）が自己の経営内に奴婢を使役し、主としてその力によっていたとしても東大寺と太郎入道の関係では一種の小作制であらねばならない。思うに律令制に於て、乗田を賃租させた所に、既に小作制は始まっているとも考えられよう。口分田が班田収授とは云え、永く同じ田地を実際上用益させ、死生者のみ割替えることが多かったことにも、土地私有と小作の成立が必ずしも鎌倉時代に至らずして可能なことを推測せしめる。田籍帳の名の中の貴族的なものは、荘園領主に進むか、それに次ぐ私領主、例えば荘園領主と呼ばないが、別符別納などと称し、国郡への貢納を免除された土地の領主、私領主に進み、名主より一段上のものとなり、「名」の名称は消滅する。名主が自己の名の中に又名を設定し、又自己の名の上に上級所得権たる二次的な名を設定すると云う複雑な状態も生まれた。」（「上代の土地関係」五三—五四頁。）

ただここでひとしく小作制とは云え又出作負名の如く両者が同時にからみ合うとは云え、封建化の対象としての名田の小作関係と公田の小作関係は清水氏の主旨通り明確に区別した方がよい。つまりここでは小作制度一般が問題なのではない。〕

このような国家化と封建化の複合過程が問題になるとすると奴隷経済を基盤としたローマの市民経済の崩壊期にみられる国家権力を背景として行なわれる census の対象としての colonatus (Roth Clausing. the roman colonate. p. 158.) ではなくフランク社会の小作制度がとりあげられねばならない。その際いわば授封強制 (Leihezwang) とも云うべき六世紀半ばにすでに存在した王により聖堂地からワザル達に与えられた王の命令によるプレカリヤや恩貸地 (precariae verbo regis et beneficia) 等いわば国家権力による貸与地と私領主を含む聖堂や俗界の領主のもとでのプレカリア又はベネフィキュムは区別されねばならない。(A. Dopsch, The economic and social foundations of european civilization p. 291.) 尤もピレンのもとでは聖堂財産は測量され (descriptio) またそれにもとづき分割された (divisio)。つまり聖堂にもどされる部分と国家に収用される部分が区別された。(A. Dopsch, ibid., p. 292.) ローマと異なりフランクでは国家化の過程の中ですでに封建化が進展していた。

F. L. Ganshof はカロリング時代の vassi vel vassalli dominici と伯、司教、修道院長、尼修道院長、私領主 (die privaten Herren) の vassi 又は vassalli を区別している。(F. L. Ganshof, Das Lehenswesen im fränkischen Reich. S. 39.) 勿論之等の王のワザルは伯や聖俗両界の領主又は私領主達のワザルよ

りも社会的に高くあつかわれた。(Ebenda.)

然し之等の王のワザルの中には何も知行をうけておらず貧窮者(pauperiores)と呼ばれ、容易に勝われうる者が居ると同時に伯や宮廷のミニステリアレスにはなっていないが多くの財産を享有し、Allod や Beneficium として 50, 100, 200 mansi 又はそれ以上の土地財産をもつ者も居った。従って之等は決して下級の扈従(niedriges Gesinde)ではなく私領主くの上昇の可能性をもつ階層として扱わねばなるまい。(F. L. Ganshof, ebenda, S. 42.)

然しそのような mancipia や servi を所有し農業経営を行ない更に軍役に服するいわば地主的ワザルと異なり、辺境の地に小集団(centeni)をなし小知行地を保有し、それが王の fisci であるために hostem(軍事負担)その他の貢納を納めねばならない arimanni やスペインマルクの Hispani (Ebenda, S. 44.) 更に王の直領地に住む francus (Capitulare de villis, c. 4.) 等いわゆる王の自由人(liberi homines)もそれが王領地と共に聖堂に寄進された場合には bargildi のように paraveredus (H. Dannenbauer, Grundlagen der mittelalterlichen Welt. S. 257. ff.) (尤も mansus ingenualis にのみにかかる) や modius regius, medem, stuofa 等の王くの貢租が恰も出作負名のように二重にその他の聖堂くの decima 等の負担と並んでかかってくる。

おそらくその名と共にその世帯(focus)の保有する地積があげられているサンジェルマン・デ・プレ聖堂の liberi homines, liberi arimanni, lidi と並んであらわれる colonus も亦かつての王領民たりし者からの転化の可能性を示している。

例えば 143. Dadalcarius colonus et uxor ejus colona de beneficio Gerradi, nomine Isengildis. (Polyptychum Irminonis Abbatis, par M. B. Guérard, tomus II. p. 96.) の如く Gerradus の名の附した恩貸地は前述の如く王の命令により聖堂から Gerradus に貸与された、国家にいわば収用された土地であるとするとたとえそれがカノン法上果実の用益(usufruct)にとどまり、ius in re aliena を意味するとしても国有地に準ずるものであり (A. Dopsch, ibid., p. 290.) 妻女たる女コロヌスは王の自由人に準ずることになろう。このような例は、288. Erlulfus lidus et uxor ejus colona de beneficio Hildegarii, nomine Danahildis. (Ibid., p. 113.) の如く lidus についてもみられるが、端的に云ってそのような授封地からの colonus ではなく、聖堂直営地、授封地、保有農地の何れであろうとそれが直接王領地からの寄進を推定せしめる hostem, hostilitium を支払うコロヌス (3. p. 151 ; 35, p. 155,……) が存在するからである。(Polyptyohum, tome I, p. 245.)

mansus の分裂と同様に聖堂直営地や授封地、保有農地は必ずしも絶対的な不動のカテゴリーでないことは、例え聖堂の直営地にあっても俗界の領地と変る処がなかろう。A. Dopsch は「繰返し mansi の寄進が行なわれ、Salland が取除けられたので、個々の hova は一部 Salland から成立したに相違ない。」と述べているが、precariae verbo regis による聖堂領の divisio に聖堂直営地が含まれなかったとの保証のない限り、又かかる直営地が聖堂財産の売却や交換から除外されぬ限りその変動は免れがたい。(A. Dopsch, Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit. I. Teil, S. 256. 上原専禄教授「独乙中世の社会と経済」二九五頁。)

ただ聖堂のコロヌスがすべて王の自由人から転化したと云うことは危険である。

しかし之等のコロヌスがいわゆる Zinslehen の保有者として又その大多数が在地の地主的用益者であったと思われる beneficium の保持者がいわば Bauernlehen の保有者として、precaria の受領者と共に封建化の一つの基盤たり得たことは明らかであろう。

尚後期のこの種の土地としてあらわれるいわゆる Ministerialenlehen (hovelên) が Eigen であるか又はその主人 (Herren) の Lehen をあらわすかはむずかしい問題とされている。(K. Bosl, Dienstrecht und Lehenrecht, S. 86. Ernst Klebel, Territorialstaat und Lehen, S. 214.)

之等のいわゆる Bauernlehen の受封者は ministeriales 又は milites (miles. Ritter (hörig oder edel) に転換するかあるいは colonus のように農民にとどまるのであるがサン・ジェルマン聖堂の polyptychum は迚に従軍奉仕のためその自由保有地を聖堂に寄進し、自由人が聖堂の家人になった例をあげている。"Isti homines fuerunt liberi et ingenui ; sed quia militiam regis non valebant exercere, tradiderunt alodos suos sancto Germano, nominatos his nominibus : Nidalfam,……." (Ibid., tomus II, III, 61.p.31.) しかし M.B. Guérard は polyptychum の glossarium に「若干の恩貸地を保有し、またそのために戦争で軍役に服しまたその名をあげねばならぬ者」というように miles を説明している。„Miles, qui tenet beneficium aliquod, propterea que in expeditionionibus bellicis militiae onus subire nomenque profiteri debet." (Ibid., tomus II. p. 454.)

そのような例として Lehenstrager としての milites につき „alicui militi in beneficium dare presumat." (Codex Laureshamensis, Nr. 132, 133, 137.) をあげることができる。このようなベネフィキャリスにつき Ernst Klebel は milites の奉仕 (Ritterdienst) には少なくとも一〇ファミリエが必要であったと述べている。(E. Klebel, ebenda, S. 217.)

之は十一世紀半ばの事態であるが当時のいわゆる〝milites et militares〟(militares-C. L. Nr. K. 134b, Z. 24, (anno 1090.) K.143a (anno 1107 ?)) は „Ritter und Edelknechte" と訳すべきであるとも述べている。(E. Klebel, ebenda, S. 216.)